

この財産形成預金共通規定は、財産形成期日指定定期預金規定、財産形成積立定期預金規定、財産形成年金預金規定、財産形成住宅預金規定に共通して適用されます。

## 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

- (1) この預金は、本条2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、本条2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
  - ① 預金者または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ② 預金者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 公然と事実を摘示し、当金庫の名誉を毀損し、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、もしくは当金庫の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為

## 2. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) 「契約の証」や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 「契約の証」または印章を失った場合のこの預金の元金金の支払いまたは「契約の証」の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

## 3. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうちは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 4. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に書面により直ちに当金庫に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判をうけている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 5. (譲渡・質入れ等)

- (1) この預金及び「契約の証」は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

## 6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を相殺するため、もしくは第3者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保とするために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。
- (2) 第1項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出印を押印し「契約の証」とともに、直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第3者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生ずるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については次のとおりとします。
  - ① この預金の利息計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとし、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当金庫は請求しないものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承認を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 7. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上  
(2020年4月1日現在)

## 1. (預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは1回1,000円以上とし、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえ、当初預入れのときに財産形成預金契約の証（以下「契約の証」という。）を発行するとともに、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

## 2. (預金の種類、期間等)

この預金は預入れのつど、預入日の1年後の応答日を据置期間満了日、3年後の応答日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

## 3. (自動継続等)

- (1) この預金（第6条による一部解約後の残りの預金を含む。）は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 第1項の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 継続された預金についても第2項と同様とします。
- (4) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

## 4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、次項以下に定める満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。
- (3) 第2項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 第2項により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引き続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

## 5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および預入日（継続したときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
  - ① 1年以上2年未満 当金庫所定の「2年未満」の利率
  - ② 2年以上 当金庫所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）
- (2) 第1項の利率は、当金庫所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れされる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。
- (3) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の第1項の利息（継続を停止した場合の利息を含む。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。
 

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 6. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。
- (3) この預金は解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円単位の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまでつぎの順序でこの預金を解約します。
  - ① 解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。
  - ② 同一口座に複数の預金がある場合は、預入日（継続したときには最後の継続日）から解約日までの日数が多いものからとします。
- (4) 第2項において最後に解約することとなった預金については、次により解約します。
  - ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合はその預金全額
  - ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額
    - A. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円
    - B. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額

## 7. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

## 8. (共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか、「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。

以上  
(2020年4月1日現在)

## 1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れられるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1回1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行に加え、当初預入れのときに財産形成預金契約の証（以下「契約の証」という。）を発行するとともに、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

## 2. (預金の種類、継続方法等)

- (1) この預金は預入れのつど、預入日の1年後の応答日を据置期間満了日、3年後の応答日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れられるものとします。
- (2) この預金（第3条による一部支払い後の残りの預金を含む。）は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 第2項の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金を当金庫所定の方法でまとめたうえで、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) 継続された預金についても第2項と同様とします。
- (5) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

## 3. (預金の支払方法等)

- (1) この預金の支払は、法令で定める持家としての住宅取得または増改築およびマンション等の修繕・模様替（以下「住宅の取得等」といいます。）のため対価に充てるときに支払うものとします。
- (2) この預金を住宅の取得等の後に払出しする場合には、住宅の取得等をした日から1年以内に住宅の取得等に要した額を限度として1回限り支払います。この場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」および法令で定める書類とともに提出してください。
- (3) この預金を住宅の取得等の前に払出しをする場合には、1口ごとの元金累計額の9.0%または住宅の取得等に要した額のいずれか低い額を限度として1回限り支払います。この場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」および法令で定める書類とともに提出してください。
- (4) 第3項により一部払出しをした場合、払出しの日から2年後の応当日または住宅の取得等をした日から1年後の応当日のいずれか早い日まで、法令で定める書類を当店に提出し、残額の払戻しをしてください。
- (5) 第3項の方法によりこの預金を支払った場合であっても、その後引き続き預入れることができ、新たな住宅の取得等のための対価に充てるときに第3項と同様の方法により払出しをすることができます。

## 4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、次項以下に定める満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。
- (3) 第2項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 第2項により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引き続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

## 5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および預入日（継続したときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
  - ① 1年以上2年未満 当金庫所定の「2年未満」の利率
  - ② 2年以上 当金庫所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) 第1項の利率は、当金庫所定の日それぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れされる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。
- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合は、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。
 

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×4.0%
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×5.0%
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×6.0%
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×7.0%
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×9.0%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 6. (預金の解約)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) やむをえない事由により、この預金を第3条の支払方法によらず解約する場合は、この預金の全てを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。
- (3) この預金を第3条により一部支払する場合は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」および法令で定める書類とともに提出してください。

## 7. (税額の追徴・利子税の支払等)

- (1) この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたりさかのぼって2.0%（国税1.5%・地方税0.5%）により計算した税額を追徴します。
  - ① 第3条によらない払出しがあった場合
  - ② 第3条による一部払出後、2年以内に残額を払出さなかった場合
  - ③ 第3条による一部払出後、2年以内で住宅の取得等の日から1年を経過して残額の払出しがあった場合  
ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。
- (2) 第1項2号の事由が生じた場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続きを省略し次により税額を追徴できるものとします。
  - ① 第1項2号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。
  - ② この預金の解約元利金が追徴額に満たないときは、ただちに当店に支払ってください
- (3) 第2項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

## 8. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実が生じた日から2年以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において預入することができます。

## 9. (退職時等の取扱)

非課税の適用を受ける預金について、退職等の理由により非課税の適用が受けられないこととなった場合、その理由が生じた日以後はその預金の自動継続を停止します。なお、当該理由が生じた1年後の応当日までに最長預入期限が到来しない預金については、その応当日を最長預入期限として取扱います。

## 10. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実が生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- ① 第1条第1項および第2項による以外の預入があった場合
- ② 定期預入れが2年以上なかった場合

③ 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合

**1 1. (規定の変更等)**

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。

(2) 前記 (1) の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

**1 2. (共通規定の適用)**

この預金には、本規定のほか、「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上  
(2020年4月1日現在)

# 財産形成積立定期預金規定

## 1. (預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは1回1,000円以上とし、満期日の3か月前まで、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえ、当初預入れのときに財産形成預金契約の証（以下「契約の証」という。）を発行するとともに、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

## 2. (預金の支払時期)

この預金は満期日以後に利息とともに支払います。

## 3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当金庫所定の利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、その期間に応じた当金庫所定の利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。利率は当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日、（すでに預入れられている金額については、その変更日以後の利息計算日）から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。
- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	第1項の適用利率×50%
③ 1年以上3年未満	第1項の適用利率×70%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。

## 4. (預金の解約・書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。

## 5. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

## 6. (共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか、「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。

以上  
(2020年4月1日現在)

## 1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行に加え、当初預入れのときに財産形成預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行するとともに、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

## 2. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

- (1) 支払開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の属する翌月末日までの間の任意の日とし、支払開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- (2) 第1条による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。
- (3) 特定日において預入日(継続をしたときにはその継続日)からの期間が2年を超える期日指定定期預金(本項により継続した期日指定定期預金を含む。)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

## 3. (分割、支払方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と自由金利型定期預金(M型)の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。
  - ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし100円単位とします。)を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」といいます。)を作成します。ただし、自由金利型定期預金(M型)の預入期間は1年未満とします。
  - ② 年金計算基本額から第1号により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」といいます。)を作成します。
  - ③ 定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2) 定期預金(継続口)は、満期日に第1項に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、第1項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。
- (3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

## 4. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
  - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合  
預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数および預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。  
A. 1年以上2年未満 当金庫所定の「2年未満」の利率  
B. 2年以上 当金庫所定の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)
  - ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合  
預入金額ごとにその預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数および預入日における当金庫所定の利率によって計算します。
  - ③ 第1号・第2号の利率は、当金庫所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合  
預入金額ごとに預入日(継続をしたときには最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。  
A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率  
B. 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%  
C. 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%  
D. 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%  
E. 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%  
F. 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
  - ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合  
預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。  
A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率  
B. 6か月以上1年未満 第1項・第2号の適用利率×50%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 5. (預金の解約)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期前に解約することはできません。
- (2) やむをえない事由により、この預金を第3条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

## 6. (税額の追徴)

この預金の利息について、第3条第1項によらない払出しの場合は、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息について5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり、さかのぼって20%(国税15%・地方税5%)により計算した税額を追徴します。ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

## 7. (退職時等の支払)

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、第2条および第3条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、第5条と同様の手続きをとってください。

- ① 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。
- ② 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金はその継続を停止します。

## 8. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い)

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元金の係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

## 9. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当金庫所定の書面によって当店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払い開始日

の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

**10. (支払開始日以後の支払回数の変更)**

支払開始日以後に、財形法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3か月前の応当日の前日までに、当金庫所定の書面により当店に申し出てください。ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

**11. (規定の変更等)**

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

**12. (共通規定の適用)**

この預金には、本規定のほか、「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上  
(2020年4月1日現在)

# 盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約



## 1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、個人のお客さま（以下「預金者」といいます。）が当金庫に有する預金および定期積金（以下「預金等」といいます。）で、払戻し（解約、書替継続による払戻しならびに当座貸越を利用した借入れを含みます。以下同じ。）の際に、届出の印章により記名押印し、通帳または証書（以下「通帳等」といいます。）を提出する預金等について適用されます。
- (2) この特約は、以下の取扱いを定めるものです。
  - ① 盗取された通帳等を用いて預金等の不正な払戻しが当金庫の本支店の窓口で行われた場合における取扱い
  - ② 本人確認（預金等の払戻しにおける権限の確認をいいます。）に関する取扱い
- (3) この特約は、各種預金規定および定期積金規定（以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

## 2. (盗難通帳等による預金等の不正な払戻し等)

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻し（以下「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息（定期積金の給付補てん金を含みます。以下同じ。）に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
  - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意又は重大な過失による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除きます。）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻しが最初に行われた日）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
  - ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
    - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
    - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
    - C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - ② 通帳等の盗取が、天災、地変、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金等について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることができません。
- (6) 当金庫は、① 不正な払戻しを受けた者から預金者が損害賠償または不当利得返還を受けた場合には賠償または返還を受けた額の限度において、② 不正払戻しにより被った損害について本人が請求できる保険金相当額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることができません。
- (7) 当金庫が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金等にかかる払戻請求権は消滅します。
- (8) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

## 3. (預金等の払戻しにおける本人確認)

預金等の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続に加え、当該預金等の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

## 4. (特約の変更等)

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上  
(2019年9月1日現在)

### 【重大な過失または過失となりうる場合】

#### 1. (預金者の重大な過失となりうる場合)

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおり。

- (1) 預金者が他人に通帳を渡した場合
- (2) 預金者が他人に記入・押印済の払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他預金者に(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合  
※上記(1)および(2)については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

#### 2. (預金者の過失となりうる場合)

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおり。

- (1) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印章が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
- (3) 印章を通帳とともに保管していた場合
- (4) その他本人に(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上  
(2019年9月1日現在)